

て市内の「開発の危機に直面している身近な自然を守る運動」と連携していくか。二案併記で募金者総会にかける。ちなみに寄金は約一七〇口、六〇万円(五

十九年四月十五日現在)である。②林が三分の一に削られ結果のデータ(生物観点から)の蓄積を行う。③二年間の運動の総括「報告書」をまとめる——などと

している。特に報告書は、今起こっている、あるいは今後必ず起こる各地の運動に直接役立つものになりたいという。会下谷の住民

の失ったものは大きい。が、市民がそこから得たものは少なくないはずである。まして行政は反省と課題を知ったはずである。
△神奈川新聞記者V

②なぜ赤田か

萬羽敏郎

身近な自然を守るには

——二一世紀に残したい緑区の

自然

緑区自然保護懇話会では、活動開始にあたって「二一世紀に残したい緑区の自然」として、緑地保存の拠点を三カ所選定し、それぞれに地域特性を表わすテーマが考えられた。(1)赤田(六八・六ha) 田園都市の森 (2)奈良恩田(一五〇ha) 尾根道の森、(3)玄海田(一〇〇ha)。水辺の森と名付けられたこれら三つの地域

は、いずれも選定時点で開発が内定しており、保存運動の困難さが予想されたが、横浜市が緑地量三〇%を確保するためには、緑区内の山林をこれ以上減らせない状況をふまえての選定であった。ちなみに「横浜市北西部方面公園緑地基本計画報告書(昭和五十二年緑政局発行)によれば、横浜市が確保すべき緑地量を二八%と想定しており、目標達成のためには、緑区、旭区、瀬谷区からなる市北西部で緑地量四五%以上を確保する必要

があるとしている。しかし、よこはま二一世紀プランによる目標量は二〇%に後退し、報告書の試案で緑地保全地区に想定していた、赤田、奈良・恩田、玄海田はともに切り捨てられている。行政の緑地保存計画が、用地の確保しやすい遠隔地に偏在しがちな点はやむを得ない面もあるが、緑地の目標量を単に面積で決定するだけでなく、地域ごとの相対的価値評価をこれに加える必要がある。この観点に立てば、周辺状況からみて赤田

地区の相対的な価値は非常に高いと判断できる。同じ緑区の三保市民の森と比較すれば、単位面積当たりの価値は一〇倍以上ではなからうか。
赤田地区の保存を要望する理由としては、(1)自然環境が良好である、(2)交通至便である(東急田園都市線あざみ野駅から歩いて一〇分)、(3)この地域の原風景を残している、(4)東急田園都市線沿線では、車窓両側に谷戸の風景を眺められる唯一の場所である、(5)緑区は将来分区分

- 一——二一世紀に残したい緑区の自然
- 二——要望書の意図したもの
- 三——今後の課題

予定されているが、北部地区には市民の森がないこと、などが主なものである。

一方開発の要因は、(1)市街化区域である、(2)交通至便で市営地下鉄計画がある、(3)周辺の高地価が地権者の課税負担を重くしている、(4)赤田地区内でスプロール化が進んでいる、(5)地権者の意志による土地区画整理計画が進められていることがあげられる。とくに開発計画の主体が、一般住宅地所有者を含む三〇〇人近くの地権者であることが、公団やディベロップターの開発計画に比較して、交渉を困難にしている。赤田の保存運動はこのような状況下で展開された。

二——要望書の意図したもの

緑地保存という地権者やディベロップターと利害相反することになりがちだが、開発側との間に何らかの合意を形成することなしに保存は成立しない。また提案された保存要望が、自らが地権者の立場に立ったとき納得できる内容である必要がある。そこで先にあげた開発要因を考慮した上で、八三年五月七日横浜市に提出されたのが「仮称・赤田自然公園設立要望書」である。この要望書の特色は、開発を許容しながら緑地保存を実現しようとしている点にある、いかえると、赤田周辺の都市化の状況から、将

来必要になると予想される最小限の自然を確保するために、許容できる開発規模や方法を市民側から提示したものと見えよう。したがって単なる自然保護だけでなく、まちづくりのあり方に対する問題提起であり、その趣旨は次の二点に要約できる。

①—身近な自然の必要性

私たちが生活環境を評価する判断基準のほとんどは、安全性や利便性などを保障する人工的施設を前提としており、不動産広告がその傾向を代表している。その反面人間が生物の一種であり、生態系を構成する一員にすぎないという事実が忘れられがちであるが、これでは自然との調和を計るのは困難であろう。私たちは要望書の冒頭で、身近な自然環境こそが生活環境を計る物差し『環境の原器』として保存されるべきだと主張した。この考え方は人間が自然環境を改変せざるをえないときの基本理念であると思う。身近な自然はさまざまに利用できる。息する生物を指標とすれば生活環境のパロメーターとなることはもちろん、自然を楽しむ学ぶ場となるほか、開発区域内の草葺民家を自然公園に移築すれば、歴史を含めた地域博物館として機能しよう。さらに小中学生のための教育実習林として活用することもでき、公園内に農

地をとり込めば教育実習のほか、都市農業PRの場ともなる。またその地域の原風景を保存することは、個性あるまちづくりに寄与するに違いない。そして大切なことは、この自然公園を市民が運営することで、地域のアイデンティティを形成し得ることである。私たちはこれを『緑の地区センター』と呼び、そこにつくられる新しい形の地域社会を『里山コミュニティ』と名付けた。

②—保存方法と開発方法

開発を許容しながら自然を残す、しかも計画人口も変えないとなると方法は限定される。赤田地区の計画戸数は二八〇〇戸(四〇戸/ha)でその大半が一戸建住宅であるが、例えば赤田に近い公園あざみ野団地は二〇〇〇戸(七五戸/ha)であることから、同密度による中層集合住宅中心の開発を行った場合、計画戸数に必要な敷地は約三七haで済む計算になる。さらに公共用地や集団農地の配置を工夫することで、谷戸上流部に当たる斜面緑地の相当部分を残すことが可能になる。この方法によって確保された自然公園は、土地区画整理組合の共有地とし、市民の森に準じた助成と市民負担によつて運営され、地権者と利用者がつくる組合によつて管理するというのが要望書の趣旨であった。土地を有効に利用す

る住宅形式や自然を極力保存する造成方法を工夫すれば、むしろ地権者の負担をより軽減する開発も可能であると私は考えている。

三——今後の課題

以上述べた要望書を軸に、署名運動や資金づくりのためのバザーなどを続ける一方、妥協案の提示などを続けて現在に至っているが、公園の実現は極めて困難な状況である。緑地保存のためには、地権者、一般市民、ディベロップター、行政など関係者のすべてが同じテーブルで話し合うことが必要であるとの考えから、行政が意見交換の場を設定することを私たちは要望したが、実現しなかった。その結果、行政に提出された要望書は地権者の頭越しの形となり、反発を買うという問題が生じたことは反省すべき点である。私たちが含めて、現在の緑地保存運動は共感の合意のレベルにとどまっている。緑地保存のためには、私たちが何をどれだけ負担すべきかという問題まで含めて、市民意識を納得の合意のレベルに高める必要を感じる。権利意識だけの論議や地権者ディベロップターの参加しないシンポジウムでは緑地は保存できない。一方開発側の問題点は何か。まず地権者については、環境変化についての社会

的責任や、郷土を愛することの意味を再確認していただきたい。部外者による保存運動は地権者としては気持のよいはずがない。しかし、むしろ私には、郷土の

景観を少しでも残すような開発方法や公共用地の配置を、デイベロッパーや行政に要望するといった発想が、地権者になかったことが惜しまれる。この点でデイベロッパーの責任は非常に重い。企業である以上利益を追求するのは当然であるが、環境の大規模な変化に携わる立場として、単に利益や作業効率だけでなく、社会状況を十分把握した上で、地域の自然や環境特性を生かした開発をこそ実現すべきである。とくに緑区の開発の大半を実施してきた企業が「田園都市」

を標榜している以上、この言葉のイメージを保存するためのまちづくりが企業に課せられた社会的責任であると考える。

最後に行政には広い視野と長期的ビジョン、そして柔軟な発想を期待したい。要望書に対する横浜市の回答に「現時点では自然公園の必要性は低い」とあったがそれでは将来必要になったとき自然公園を赤田に作るができるのか。緑地保存行政は長いタイムスパンで考えてほしいと思う。近郊住宅地に転入してくる新住民は、まちができてから地権者になる。したがって地域環境のあり方に意志を反映させるためには、新住民が定着した段階で、過去に決定した都市計画を部分的に変更できるフレキシビリティのあ

るまちづくりの方法を工夫すべきだろう。また公園・学校等の施設も杓子定規に均等配置するのではなく、開発区域内の自然を生かすために集合するなど柔軟な姿勢が必要である。住宅形式の規制についても地域全体の環境を良好に保つためには、積極的にとりくむべきであり、宅地開発指導要綱の内容も単に提供される公共用地を面積で評価するだけでなく、自然環境をどれだけ保存し得るかといった質的評価が必要な時代なのであるまいか。公共用地の提供方法についても、開発区域外に良好な緑地があれば代替地として利用したり、赤田周辺のように複数の開発計画がある場合、提供用地を集合させることで緑地保存を計るとい

った発想の転換がほしい。一方ソフト面では、現在の市民の森制度のように管理する立場と利用する立場に分かれすぎた運営方法からは、利用者のマナー向上や地域環境を管理する主体性の育成は期待できない。先に提案した「緑の地区センター」方式による、市民参加型の市民の森制度が望まれる。そのためには保存すべき緑地選定や、公園の位置決定の段階からの市民参加が必要である。市民の自主的活動や意志決定を、積極的に施策に反映させるために必要な体制を整えることが、緑地保存を含む環境行政にとっての今後の課題ではなからうか。

△緑区自然保護懇話会・緑区在住V